

平成28年11月 定例教育委員会

日 時 平成28年11月24日(木)
10時00分～

場 所 市役所 11階 研修室

出席者

(教育委員)

西本教育長 久田委員 深町委員 合田委員 内海委員

(事務局)

池田教育次長 中原教育次長兼学校教育課長 友永総合教育センター長兼総合教育センター課長 小田社会教育課長 迎学校保健課長 前川図書館長 白濱教育センター長 森寄青少年教育センター所長 吉住公民館政策課長 鶴田スポーツ振興課長 阿比留総務課長 補佐 指方総務課主査

欠席者

(事務局)

吉田総務課長

傍聴者 0名

内 容

(1) 教育長報告

(2) 平成28年9月分議事録確認

(3) 議 題

①平成28年度12月補正予算の件(一部追加)

②佐世保市立幼稚園条例の一部改正の件

③佐世保市立幼児情緒障害通級指導教室条例制定の件

④小佐々小学校、楠栖小学校、小佐々中学校の小中一貫教育、及びコミュニティ・スクール導入の件

(4) 協議事項

なし

(5) 報告事項

① 公民館嘱託職員の公募について

② 平成29年度人事異動実施要領について

③ 音楽 de シネマについて

④ 図書館の蔵書点検による休館(特別整理休館)の実施について

⑤ 第8回下村脩ジュニア科学賞 SASEBO 表彰式について

(6) その他

① 次回開催予定

◆ 教育長報告

- 10月31日 佐世保市原子力艦原子力防災訓練
小学校長研修会
- 11月 1日 大野中学校B訪問
- 11月 2日 中学校副校長・教頭研修会
長崎県地域婦人団体研究大会
- 11月 3日 吉井地区町民文化祭
せちばる町民文化祭
- 11月 4日 皆瀬小学校B訪問
鹿町地区市政懇談会
- 11月 5日 福井洞窟発掘調査報告会
- 11月 6日 佐世保東ライオンズクラブ結成50周年記念式典
- 11月 7日 世界遺産登録推進本部会議
佐世保市永年勤続及び教育功労表彰
- 11月 8日 長崎県教育委員会連絡協議会第3回小委員会
- 11月 9日 佐世保市職員中央安全衛生委員会
- 11月11日 九州中学校社会科研究長崎大会
大久保小学校研究発表会
高文祭開会式
- 11月12日 南地区公民館まつり
平成28年度佐世保地区公立高等学校PTA研修会
第47回児童・生徒の郷土研究発表会
ながさき県民スポーツ・レクリエーション祭開会式
- 11月13日 日宇地区文化祭
清水地区公民館まつり
- 11月14日 長崎県都市教育長協議会
- 11月16日 歌浦小学校B訪問
佐世保市PTA連合会要望に対する回答
- 11月17日 鹿町中学校B訪問
佐世保市法人会図書贈呈式
- 11月18日 長崎県市町村教育委員会連絡協議会研究大会
- 11月19日 学校保健研究大会
- 11月21日 日野小学校B訪問
- 11月22日 清水小学校道徳研究発表会
戸尾ファイターズ表敬
- 11月23日 PTA連合会音楽祭
- 11月24日 定例教育委員会

【西本教育長】

それでは、定刻となりましたので、11月の定例教育委員会を開催致します。

まずは、9月の議事録確認ということですが、教育委員の皆様のお気づきの点はございますか。

【阿比留総務課長補佐】

事前に教育委員の皆様にはメールでご確認を頂き、ご意見を伺ったところでございます。本日までに若干の文言修正を承っておりますが、それ以外に意見がございませんでしたら、ご承認を頂きたいと思っております。

【西本教育長】

事務局からご説明がりましたが、他に意見はございますか。

【全委員】

意見ありません。

【西本教育長】

ありがとうございます。それでは、議事録の方はご承認いただけますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

では、議事録につきましては、ご承認いただきましたので、速やかに公開させていただきます。

【西本教育長】

それでは、3番目の議題に入って参りたいと思っております。平成28年12月補正予算の一部追加につきまして、事務局から説明をお願いします。

【阿比留総務課長補佐】

この件につきましては、前回の教育委員会で12月議会にご提案させていただきたいということでご承認をいただいておりますが、人件費と債務負担行為の一部に追加がっておりますので、改めて議題を提出させていただいたものです。

まず、1ページをお開きください。歳入でございます。前回は2億9,400万円ほどの歳入予算を組んでおりましたけれども、査定等を経て1億9,800万円程度に縮小しております。その主な理由といたしましては、黒島小中学校の校舎等改築事業の国庫負担金・補助金を計上いたしておりましたが、3月に補正することとなったために、落ちたものでございます。

2ページをお願いいたします。歳出でございます。こちらも前回3億1,890万円ほど計上しておりましたが、只今申し上げました黒島小中学校の関係経費を3月補正に回すこととなっております。更に、説明欄に「人づくり」の表記された補正額が資料に計上しておりますが、こちらが人件費の補正で本日追加をお願いする分でございます。全部で6目でございます。詳細は、3ページをご覧ください。理由はすべて同じとなります。増減

の主な理由という欄に、給与改定、人事異動、共済費の率改定による増減ということでございます。総合教育センター費以外の目につきましては、マイナスとなります。いわゆる人勧による給料表の増額見直しということがあっているものの、人事異動による若返りがありまして、全体では減額となりました。一方、総合教育センター費は、中核市移行に伴う研修要員3名の増員があり、誰が来るかわからないため平均給与で予算計上しておりましたが、着任された交流職員の給与費が平均給与を上回っておりましたので、こちらは増額の補正を行うということになります。

続きまして4ページをお願いします。2表に分かれておりますが、上表の繰越明許費の方は10月の定例教育委員会でご提案したものと変更ございません。下表の債務負担行為は、それぞれ査定等を受け金額に変更が生じております。まず1つ目に小中学校スクールバス運行事業でございますが、前回5,758万6千円としておりましたが、8,000万円に増額しております。これには、別に消費税および地方消費税を加えた額までを上限とすることとしております。次に、二つ飛ばしまして4段目の公民館施設整備事業ですが、前回2,132万6千円を計上しておりましたが、査定を受けまして2,000万円となっております。その下の美術センター特別企画展開催事業も、シャガール展を開催する経費として1,688万2千円としておりましたが、1,590万円に減額されております。説明を飛ばしました2段目、3段目の小中学校施設維持改修事業でございますが、こちらは高圧受電設備改修、いわゆるキュービクルの改修でございます。キュービクルの老朽化が著しく、工事の平準化を目的に29年度の予定を前倒しして、契約を行っていくという関係で、小学校におきましては2,100万円、中学校におきましては900万円の債務負担行為を設定しております。対象は、小学校が福石小学校、船越小学校、中学校が福石中学校、大野中学校のそれぞれ2校ずつの整備を予定させていただいております。説明は以上です。

【西本教育長】

はい。今の補正予算について各委員からのご質疑等ございませんか。

【各委員】

ありません。

【西本教育長】

はい。ありがとうございます。この件は了とさせていただきます。

次に議題②「佐世保市立幼稚園条例の一部改正の件」について、事務局からご説明をお願いします。

【中原学校教育課長】

佐世保市立幼稚園条例の一部改正についてご説明いたします。この件につきましては、9月の定例教育委員会におきまして協議事項ということで幼稚園条例の関係をご説明したところでありますが、今回12月議会に提出したいということで議題として提案いたしております。

提案理由といたしましては、近年の社会情勢や保護者のニーズに対応することを目的として、佐世保市立幼稚園で平成29年4月1日から預かり保育を実施するため提案するも

のでございます。

具体的には、新旧対照表で説明したいと思いますので、10ページをお開きください。改正後の方をご覧くださいますと、第3条の後に第4条、5条を追加するという形で預かり保育のことを追加しております。

第4条、預かり保育。幼稚園においては、教育課程に係る教育時間の終了後又は長期休業日（幼稚園を休業する日として規則で定める日のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く日をいう。）に行う保育を行うことができる。ただし、長期休業日のうち教育委員会が指定する日においては、預かり保育を行わないことができるものとする。第2号、預かり保育を利用する者に対しては、この条例に定めるところにより預かり保育料を徴収する。

第5条、預かり保育料の額等。預かり保育料は、次の各号に掲げる預かり保育の区分に応じ、当該各号に定める額とする。（1）教育課程に係る教育時間の終了後に行う保育、一人一日につき400円、（2）長期休業日に行う保育、一人一日につき500円。9月の段階では、ここを800円としておりましたが、子ども未来部の既定の関係で500円に改めております。第2号、預かり保育料は、月ごとの利用実績により、当該月分をまとめて翌月5日までに納付しなければならない。第3号、既納の預かり保育料は返還しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。

旧条例の第4条が第6条となりますが、ここにも「預かり保育料」という文言を追加いたしております。以上、説明を終わります。

【西本教育長】

はい。それでは、佐世保市立幼稚園条例の一部改正について委員さんからご質疑はございませんか。

【久田委員】

条例の改正は、幼稚園という学校教育法上の括りの中であるから教育委員会が提案するが、その他のことは子ども未来部にお任せする。そういう風な役割分担になっているのですか。

【池田教育次長】

子ども未来部をお願いする段階で、幼稚園教育の理念ですとか、考え方といった基本の部分に関しては、本来指導主事を配置する必要があったのですが、そこまではなかなか至らなかったということがあり、基本的な事項については教育委員会で取り扱うことになっています。その後の運用面については、子ども未来部に区分けをしたという当時の経緯があります。

【久田委員】

仮に、幼稚園を廃園するといった意思決定を行う際は、教育委員会が責任をもって決定していかなければならないのか。それとも、子ども未来部にお任せするのか。そういったことが形だけになっていないか少し気になります。

【中原学校教育課長】

針尾幼稚園等5園の廃園に係る説明会には教育委員会としても出席しております。

【西本教育長】

未就学児全体の子どもの育成等については、こども未来部も一緒に取り組んでもらっている。市立幼稚園という学校教育法上の施設については、まだ教育委員会所管となっている。理念と所管のダブリがどうしてもまだ整理できないので、歩調を合わせてやっていかなければならないのかなという感じですね。

【久田委員】

もう一点ですが、保幼小連携ということを小学校の立場では重要視するので、そこは大切にしなければならないけれども、未就学児の教育や保育にかかわっては、殆ど子ども未来部がなさる。それはよしとしても、こども未来部も小学校とはつながりを持っていただかないとすれ違うことが出ないか心配です。ですので、例えば子ども未来部も小学校の授業を見に行っていたかとかいうことを教育委員会からもお願いすることも大切かなと思います。

【西本教育長】

今の久田委員さんからのご意見はごもっともだと思いますので、仮に、ここから先は教育委員会マターとなったとしても、保幼小連携という形の中では、未就学児と小学校の連携は非常に必要だという視点で、私も子ども未来部との連携をしっかりとしていきたいと思えます。

【合田委員】

先ほど池田次長が、幼稚園に関して教育委員会の中に指導主事を一人置くには至らなかったと仰いましたが、専任の指導主事を置けば全然違うのかなと思います。今後、市立の幼稚園が2園になり、殆どが私立の幼稚園になっていく中で、その繋ぎになるのも、佐世保市の教育の一つですから、そこは大切にしないといけないのではないかと強く思います。

【西本教育長】

他にございませんか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

ありがとうございます。条例については、了としたいと思います。それでは、次に議題③「佐世保市幼児情緒障害通級指導教室条例制定の件」について、事務局から説明をお願いします。

【中原学校教育課長】

佐世保市幼児情緒障害通級指導教室条例制定の件を提案いたします。提案理由は、情緒

等に障害等のある幼児に関する指導及び相談を行うことにより、障害等の状態の改善又は克服を図るとともに、心身の健やかな成長を目指すため、平成29年4月1日から佐世保市立白南風幼稚園に佐世保市幼児情緒障害通級指導教室を設置する条例を制定するものでございます。

最初に「情緒等」と「等」の字が入っておりますが、こちらは情緒障害に加え、注意欠陥性多動性障害も含めてと考えておりますので、「等」を付けております。次に「障害等」とここも「等」が付いておりますが、障害があるときちんと診断ができる子だけではなくて、疑いがある子も含めてこの通級教室に通わせたいということで「等」と付けております。

具体的には、17ページをお開きください。対照表を付けておりますが、これは新旧対照表ではございませんで、左側には佐世保市立幼児言語障害通級指導教室条例を記載しております。いわゆる幼児ことばの教室と言っておりますが、右側が今度新たに制定する情緒障害通級指導教室、通称幼児まどか教室という名称で考えております。この資料に沿ってご説明したいと思います。

第1条、目的及び設置。情緒等に障害等のある幼児に関する指導及び相談を行うことにより、障害等の状態の改善及び克服を図るとともに、心身の健やかな成長を目指すため、本市に幼児情緒障害通級指導教室、以下教室というを設置する。

第2条、名称及び位置。教室の名称及び位置は、次のとおりとする。名称、佐世保市立幼児まどか教室、位置、佐世保市山祇町387番地、佐世保市立白南風小学校内。

第3条、業務。教室は、情緒等に障害等のある幼児を家庭から通わせて保護者との緊密な連携を図り、適切な環境の下に幼児の特性及び障害等の状態に応じ、社会生活に適應できるように個別的及び集団的な指導を行うことを業務とする。

第4条、資格。教室に通うことができる幼児は、佐世保市内に住所を有するおおむね4歳から就学前までの情緒等に障害等のある者で、保護者と共に通うことができるものとする。

第5条、保留等。教育委員会は、教室に通う幼児が次の各号のいずれかに該当するときは、教室に通うことを保留し、または教室に通わせないことができる。(1)感染症を有する者であるとき。(2)その他教育委員会において指導することが困難を認めるとき。

第6条、委任。この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

はい。この件に関し、委員さんからご質疑はございませんか。

【久田委員】

幼児ことばの教室は、清水小学校内のことばの教室と並列的に同じ場所にありますよね。ですから、小学校の言語障害、難聴指導をする先生と情報交換できます。祇園小学校内には、まどか教室が設置されています。白南風小学校内に情緒障害の教室があったか確実に把握しておりませんが、いずれ幼児まどか教室を指導される人と、同じ小学校内で情緒障害の担当する方が折に触れ交流をとっていただくのがいいのではないかと思います。

【中原学校教育課長】

今すでに専任の幼稚園教諭の方が2名準備のために入っておられるのですが、まどか教室のある3つの小学校に行かれ、研修を積んでおられたり、今、久田委員からご指摘がありましたように、今後も交流をとっていきように取り組んでいきたいと考えております。

【合田委員】

小学校のまどか教室では、保護者会の活動が活発に行われていて、免許を持たない特別支援の先生も多い中で、実際に障害の克服をされていく先輩のお母さんの話ですごく救われたというのを聞きます。それで、幼児まどか教室のお母さん方と小学校のまどか教室のお母さんの交流の場というのも、できたらコーディネートしていただけたらずいぶん救いになるかと思いますので、要望としてお願いしたいと思えます。

【西本教育長】

他にございますか。本件については、よろしいでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

ありがとうございます。この件につきましても了とさせていただきます。

続きまして、議題④「小佐々小学校、楠栖小学校、小佐々中学校の小中一貫教育、及びコミュニティ・スクール導入の件」について、事務局から説明をお願いします。

【中原学校教育課長】

資料の19ページをお願いします。この資料は手順を書きだしたのですが、こういう風な流れで取り組んでいきたいということからご説明したいと思えます。

まず、11月14日付で小佐々地区コミュニティ・スクール設立準備委員会から要望書が提出されました。直接の手渡しはまだ行われておりませんので、現在教育長への提出の準備をされているところでございます。そして、小中一貫教育の実施に伴って教育課程の特例というのでも出てきますから、11月21日に広田小中、金比良・光海、小佐々小・楠栖小・小佐々中の3つに聞き取りを行いました。どこも特例までは考えていないという回答でした。

11月24日、本日の定例教育委員会で、小佐々地区の3校を小中一貫型でやっていく。それから、学校運営協議会を設置して、コミュニティ・スクールとすることを議題として出しております。

次に、通学区域審議会の中でも、全市的な統合と小中一貫教育を併せて考えていく必要がありますので、新しい報告書を諮問して答申をしてもらうという手順を進めておりまして、11月28日に恐らく協議が終わるだろうと思えます。

そして、11月29日に通学区域審議会の蛭川会長から教育長に新しい報告書が答申されるだろうと見込んでいます。新しい報告書が提出されましたら、教育委員の皆様にも郵送等でお渡ししたいと思います。それから、市長・副市長にも報告となっておりますが、その報告内容として、①研究経過を受けて小佐々3校の小中一貫型とコミュニティ・スクールにしていくということを教育委員会で審議・承認したということ。それから、

学校運営協議会規則の制定が必要となってまいりますし、学校管理規則の一部改正というのにも必要となってきます。それから、今のところ教育課程の特例というのはどこの学校も考えていませんが、要綱を予め定めておいた方が良いですので、その要綱制定を行うということを説明しなければいけないと思います。

②ですけれども、通学区域審議会の新しい報告書ができましたという報告に併せて、アとして、広田小・中の平成29年4月1日からの小中一貫型小学校・中学校導入へ向けて準備が進んでいること。

イとして、金比良小・光海中もアと同じように準備が進んでいること。

ウとして黒島小中学校は、平成30年4月1日からの義務教育学校導入に向け、地域・保護者の合意が得られ、要望書が提出される見込みであること。

エとして、浅子小中学校ですが、義務教育学校制度について、地域・保護者の皆様にお集まりいただき説明を行いました。恐らく浅子小中学校についても、義務教育学校という方向で行くだろうと思います。小佐々小学校と浅子小学校と統合するという方向には行かないだろうと。浅子小学校は浅子中学校と繋がって義務教育学校へという方向で、説明会においてもそういう雰囲気を感じました。

オについて、宮小・中ですが、市政懇談会の時に、インターネットで調べてみたらこのような制度があったということで、義務教育学校として宮地区の中で、小学校も中学校も残したいという地域の方からの話がありました。この件に関しましては、校舎建築の件と併せて考えていく必要もございますので、校舎を新しくするとなった時に小学校も中学校も一つの校舎の中に入れて、義務教育学校にするということも考えられますし、校舎はそのままということになりましたら、義務教育学校ではなくて、小中一貫型小学校・中学校としてそれぞれに校長を置いてという方法もありますので、そこも併せて考えていくということです。

カですけれども、高島分校と本校、大崎分校と本校については、今の0歳児まで考えても、そう児童数が減りませんので、しばらくは現状のままで存続していくという方向性で考えております。

このようなことを、市長・副市長にも説明していく必要があるのではないかと考えております。

その後、12月議会の文教厚生委員会で議案外報告としておりますが、書き漏らしていることとして、その前に議長・副議長への報告が入ってくるかと思っております。

12月議会の議案外報告ですけれども、先ほどの市長・副市長報告の①の分と②のうちまだはつきりと方向性が固まっていないところを除いた部分について報告をしたいと思っております。

12月議会の議案外報告後、全議員さんに通学区域審議会の新しい報告書を配布したいと思っております。

更に、議会終了後は、①市長決裁ということで、小佐々地区3校分の決裁、それから②学校運営協議会規則の起案、③小・中学校管理規則の一部改正の起案、④教育課程の特例に関する要綱の起案ということで、進んでいきたいと思っております。

それから、12月22日に定例教育委員会がありますので、そこで先ほど申しました学校運営協議会規則の議決、学校管理規則の一部改正の議決、教育課程の特例に関する要綱の報告をしたいと思っております。

同日の15時30分から総合教育会議がありますので、小佐々地区3校の件と他にこ

ここに書いている分も含めて議題として出していきたいと思います。また、記載してありませんが、社会教育課と一緒に取り組んでいこうとしている英語教育についても会議では触れていく必要があるのではないかと考えております。

ここに書いております、①学力向上推進計画は、前回説明しておりますが、学校教育課に交流職員を増員して取り組んでいくという件、②2学期制の検証は、導入から10年が経過しておりますので、2カ年計画程度で検証していきたいということ、③通学区域審議会報告書、④以降の規則等の改正を総合教育会議において話題として提出したいと思っております。

次に、学校現場への周知ですが、1月5日に小・中合同の校長研修会がありますので、そこで周知を図ってまいりたいと思います。

最後に、3月議会の文教厚生委員会において、議案として小学校、中学校及び義務教育学校条例を新たに提出したいと考えております。併せて、議案外報告では、学校運営協議会規則の制定等の報告をしたいと考えております。

以上、前置きが長くなりましたが、23ページをお願いします。

只今の流れを踏まえまして、小佐々小学校、楠栖小学校、小佐々中学校の小中一貫教育、及びコミュニティ・スクール導入の件の議題でございます。

小佐々小学校、楠栖小学校、小佐々中学校において、平成29年4月1日から小中一貫型小学校・中学校による小中一貫教育を導入し、併せて、学校運営協議会を設置しコミュニティ・スクールに指定することを提案するものです。

提案理由として、佐世保市教育委員会は、平成28・29年度、小佐々小学校、楠栖小学校、小佐々中学校を学校・家庭・地域が一体となった学校運営と授業改善の研究校に指定しています。現在、小佐々地区においては、コミュニティ・スクール設立準備委員会が発足され、先進校の視察や組織や運営方針についての協議等、小佐々地区自治協議会とも連携した取り組みが行われています。また、準備が整い、平成28年11月14日付で小佐々地区コミュニティ・スクール設立準備委員会から要望書が提出されたことから、平成29年4月1日から小佐々小学校と楠栖小学校を中学校併設型小学校、及び小佐々中学校を小学校併設型中学校として小中一貫教育を導入し、併せて、学校運営協議会を設置しコミュニティ・スクールに指定することを提案するものでございます。

24ページをお願いします。こちらが11月14日付で提出されました要望書です。内容としては、1番目に、小佐々小学校と楠栖小学校を中学校併設型小学校に、また、小佐々中学校を小学校併設型中学校として小中一貫教育を施すことができるようにしていただきたい。2番目が、学校運営協議会が設置できるようにしてもらいたい。3番目が、コミュニティ・スクールの持続可能な運営推進に特段の配慮をしていただきたい。4番目に、3校区地域・保護者の要望を尊重し、対応していただきたい。ということで、連名で要望書が出されたところでございます。

25ページから27ページまでは、佐世保市教育委員会が研究校に指定したという指令書です。3校分になります。

28ページですが、こちらが文科省の考え方に則った小佐々地区における組織体制図となります。3つの学校を一つに合わせた小佐々学園（仮称）という学校運営協議会が設置されます。併せて、小佐々地区自治協議会の中で、教育支援部会とこさざっ子育成部会という所が、地域学校協同本部という形でコミュニティ・スクールと連携をとりながら、地域でも支えていく組織として既に立ち上がっております。

それから29ページ以降には、小佐々地区コミュニティ・スクール設立準備委員会だよりとして、住民の方にも情報を提供し、周知が図られているという資料として添付しております。

このようなことから、準備が整ってきているということで、先ほど申しましたように平成29年4月1日から小佐々地区3校を小中一貫型小学校・中学校と併せて学校運営協議会を設置したコミュニティ・スクールへということで、ご提案するものです。説明は以上です。

【西本教育長】

はい。只今ご説明がありましたけれども、小佐々地区3校の小中一貫教育及びコミュニティ・スクール導入の件について、何かご質問ありますでしょうか。

【久田委員】

やや情報が多くて、質問しながら意見を述べたいと思います。

一つは、通学区域審議会というのは、これまでは通学区域の変更に伴うということがメインの仕事で、いわゆる小・中の統合があるので通学区域が変わるとか、分離するので通学区域が変わるとかということだったのが、小中一貫教育といった理解はしないといけないかもしれないけれども、教育システムの部分にまで踏み込んで将来像を通学区域審議会に答申していただくというのは気になるなという思いがあります。

これまでの通学区域審議会答申というのは、10年先を見据えてといったスタンスで、戸尾・光園を統合するとかいったもので、通学区域の変更に伴っていたことから一定理解はできるのですが、小中一貫教育であるとか、義務教育学校であるとか、決まったことを理解していただくのはよいかもしれませんが、将来のことを検討してもらうというのが少し分かりにくいなと思います。

それから、当然のこととして、学校運営協議会を設立することについては、市教委が認可あるいは指定するための学校運営協議会の規則が制定できて、来年4月から小佐々地区を指定するということになる部分については、そうしておかないと、それぞれの学校が立ち上げましたとなっても困るのだろうなというのがあって、当然のこととして学校運営に具体的な意見をいただくようになり、個別具体的な人事案件までは話が及ばないにしても、学校組織や教職員人事に話が及ぶとすれば、きちんとしたものが12月にはこの定例教育委員会に出されるということですが、先の通学区域審議会と小中一貫やコミュニティ・スクールとの絡みというものがやや難しいのではないかと感じています。

【中原学校教育課長】

通学区域審議会は、先ほど久田委員からご案内があったように通学区域の変更を預かるというのが条例で定められております。そこから、平成24年に今後の方針となる報告書が答申され、それに基づき通学区域の見直しを行ってきたものの、最近では徐々に答申とは別の方向に変わって来ていて、そろそろ新しくするため、諮問、答申を得る時期にきている。一方で、新たな通学区域のあり方を考えるときに、平成27年度文科省から小規模校を存続する場合はというような考え方も出てきたものですから、これらの考え方で取り入れるとするなら、小中一貫教育に触れざるを得ない、触れないと考え方の整理ができないということで、小中一貫教育も入れているということです。ですから、通学区域の直接

の変更というのは関わってきません。小佐々の場合も、それぞれに学校があるので通学区域は関わってこないのですけれども、新しい報告書の中に小中一貫教育の展望というような文言にしているのですが、そこで触れていこうとしているものですから、通学区域審議会の流れというものがこれまでと違っていると混乱されたのかなと思っております。文科省も小規模校を残す場合というような表現をするというのは、全国的な少子化の中で、統合だけではなく、小中一貫といった形で小学校と中学校を繋げて、子どもたちの触れ合う機会というものを多くしようと。少しでも多くの子供たちの中で教育していこうという考え方があるのかなと思います。

【久田委員】

学校教育課長が仰ることは分かるんです。小中一貫として残す、小規模校で残さざるを得ない、義務教育学校としよう、ということは分かるんですけれども、だからと言って通学区域が変わるわけではないんですよ。だから、全市的な方向性を通学区域審議会委員さんに理解していただくのは構わないのですが、それが通学区域審議会答申という形で出てくるのが少し気になるんですよ。

【西本教育長】

通学区域審議会でも、これは私たちが審議しないといけないことかというご意見がありました。確かにシステム自体を変えることなので、通学区域の変更は伴わないものでしたから、それは通学区域審議会も重々承知されている。ただ、中原学校教育課長が説明したように、以前の答申があって、それとは違う形で取り組んでいこうとしていますので、前回いただいた答申の見直しといったものをしていただかないと、自分たちのあの時の答申は何だったのかとなりかねないということで、満を持してこういう形で審議会を開催させていただいたと思っております。そして、今後、この学校の通学区域は変わらないのにシステムを変えて小中一貫型に変えることについて、通学区域審議会から答申をもらうことはないと思います。お諮りすることもない、あるいは報告だけに止めておくといったことになるので、通学区域審議会も審議事項としては扱うことはないというふうに整理しておきたいと思っております。

【合田委員】

質問をよろしいですか。コミュニティ・スクール設立準備委員会のメンバーにそれぞれの単Pの会長さんが入っておられるので特に問題はないとは思いますが、保護者からの声がかく聞こえないので何とも言えないところもあってお尋ねします。11月4日に行われた福岡教育大学の先生を招いて行われた小佐々地区コミュニティ・スクール講演会にどれくらいの参加者があったのか把握されていれば教えてください。

【中原学校教育課長】

私も行ってきましたが、かなり多かったです。100人以上はいたかと思いますが、正確な参加者数は今手元にありません。

【合田委員】

それなら良かったです。市の主導でとかいうことになったら、折角地域盛り上げてのこ

コミュニティ・スクールなのに、保護者が後から付いてくるみたいになったら嫌だなと思ったものですから。

【西本教育長】

学校運営協議会は、3校それぞれの学校に設けられるのですか。

【中原学校教育課長】

3校合わせてと考えております。

【西本教育長】

3校で一つの協議会ということですね。何故かという、小さな地域ですからそれぞれに作ると委員さんが輻輳してダブってしまうので、非常に効率が悪いかなと。今後も、お隣の鹿町とかもこういう形になっていくと思うので、そこが少し気になったものですから。

【中原学校教育課長】

実は、国の法整備がまだ進んでおりません。今後、国会に出されると思うのですが、文科省の見解としては、法整備はないけれども、複数の学校を一つにした学校運営協議会は可能というのがありますので、法整備ができるまでは3つ合わせて一つの学校運営協議会なんですけれども、一つのもがそれぞれの学校にあるという形をとるのかもしれないけれども、別々の組織が3つあって、それを一つにするのではなく、一つの協議会があって、それがそれぞれの学校とイコールでつながっているというようなこともあるかもしれないと県教委からの情報もあります。

【深町委員】

それぞれに学校支援会議があると思うのですが、それぞれにある学校支援会議を残したまま、法整備ができるまでは学校運営協議会があるということですか。それとも、それぞれの学校支援会議はなくなって、学校運営協議会を設置するということになるのか。学校支援会議がどうなるのか教えてください。

【中原学校教育課長】

学校支援会議の今後の方向性について細かいところまで学校とは詰めておりませんけれども、学校支援会議という組織があったればこそ学校運営協議会が作り易かったということはありません。今後学校と詰めてまいりたいと思います。

【深町委員】

現実的には、殆どのメンバーが被るのではないかと思います。

【西本教育長】

県教委の方も殆どこのコミュニティ・スクールに力を入れてこなかったのは、長崎県内では学校支援会議がどこもしっかりしています。だから、敢えて看板を変える必要もないのではないかという見解もあったみたいです。ところが、文科省がどこまで進んでいますかという統計を取るときに、ゼロとか、今あるのは壱岐に1校しかありませんので、「えっ」

という話になったんじゃないかと。しかも、学校運営協議会は教育委員会が任命をして学校の経営方針等の承認をするというような制度として、ある程度しっかりしたものがありませんので、そういう意味では支援会議がしっかりしていれば、運営協議会も作り易いということになるので、ただ併設にしばらくするのか、吸収されていくのかというのは、これからの問題かなと思います。

【久田委員】

学校運営協議会を佐世保市内にイメージしたときには、大きな通学区域の問題が派生してきますよね。例えば、春日小学校は、大野中学校とも、清水中学校とも跨っているし、南地区公民館区のねじれの問題などもあります。宮小と宮中、三川内小と三川内中といった地区はどんどんイメージが膨らんでいきますが、前述の地区を平成30年までに作るようにとかなれば、今から構想を練っておかないと、学校は混乱するし、行政にはいろいろな要望が来るので大変になることが予想されるので、心配だなと思います。

【西本教育長】

股裂き状態になる学校も出てきますからね。一定小佐々の状況を見ながら、ケースバイケースで当たっていかざるを得ない。3校一つとかではなく、一つずつ置かなければならない状態になるかもしれません。

他にございませんか。それでは、この件についてはご承認いただけますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

ありがとうございます。以上で、議題の方は終了いたしました。

整理させていただきますと、議題1から3につきましては、議会に提案させていただきたいと思います。議題4については、その方向で来年4月1日から導入させていただくということで、関係の規定等の整理も出てこようかと思います。その際には必要な手続きをもって皆様方にお諮りをさせていただきたいと思います。

それから、私自身の考えですが、場合によっては、小佐々地区3校の校長先生をお呼びしてお話を聞く場面も来年あたり出てくるかもしれないと考えております。直接お話を聞いた方が理解も早いかなと思いますので、必要な時はそういった手続きも踏ませていただきたいと思います。以上で、議題について終了させていただきます。

次に、協議事項はございませんので、報告事項へ参ります。

まず、報告①「公民館嘱託職員の公募について」ということで事務局からの説明をお願いします。

【吉住公民館政策課長】

中里皆瀬地区公民館嘱託職員が、来年1月をもちまして自己都合により退職いたしますことから、後任の職員を募集するものでございます。募集期間といたしましては、11月21日から12月20日までとしております。一次審査を12月28日までに書類審査により本人に通知し、面接による選考で1月20日までに合格者へ通知する予定としてお

ります。応募方法、勤務条件については、資料に記載のとおりとなっております。2ページに中里皆瀬地区公民館からの募集のお知らせチラシを掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。募集については以上でございますが、先月ご報告しておりました宮地区公民館の職員募集につきまして、4名から応募があり、地元の36歳の方に決定しておりますので、併せてご報告いたします。

【西本教育長】

はい。すべての報告を受けてから質疑に入りたいと思います。報告②「平成29年度人事異動実施要領について」事務局の説明をお願いします。

【中原学校教育課長】

資料4ページをお開きください。長崎県公立小中学校教職員人事異動実施要領でございます。変更点だけ説明させていただきます。

5ページをお願いします。第1任用の3番に指導教諭というのが入っておりますが、昨年度の実施要領にはこれが入っておりませんでした。ところが、昨年度の実施要領が出された後に、制度としてこの指導教諭というのが入っております。指導教諭とは、特別支援教育にかかわって、その学校及び他校にも分任して指導をするというもので、平成28年度に県内でも若干配置がされております。佐世保には配置ができなかったんですけれども、来年度に向けても若干名配置をとという話があるという話があるという話があるので、今回は佐世保も手を挙げて、佐世保にも指導教諭を配置したいと思っております。その他は、昨年度と変わっておりませんので割愛させていただきます。以上でございます。

【西本教育長】

はい。次に報告③「音楽deシネマについて」ご報告をお願いします。

【前川図書館長】

資料は9ページです。特別上映会開催のお知らせということで、前回の教育委員会で英語deシネマをご報告させていただいたところです。3つの上映会を予定しておりまして、一つ目が英語deシネマ、2つ目が音楽deシネマ、3つ目が字幕deシネマということで、幅広い利用者、特に身体的に障害をお持ちである方などに向けて、通常実施している上映会とは異なって需要があるのではないかとということで試行しているものでございます。

英語deシネマは11月27日の日曜日に行います。今回ご報告いたします音楽deシネマは、12月25日に実施いたします。これは、ベートヴェンの第9のコンサートDVDを流します。場所は、図書館の視聴覚室を予定しております。

引き続き、報告④もよろしいでしょうか。

【西本教育長】

はい。どうぞ。

【前川図書館長】

資料は11ページです。これは、毎年行っております蔵書点検を平成29年1月16日から8日間行いたいと思っております。広報を館内等に張り出し周知を図ってまいります。

以上でございます。

【西本教育長】

続いて、報告⑤「第8回下村脩ジュニア科学賞SASEBO表彰式について」ご報告お願いします。

【友永総合教育センター長】

資料は12ページでございます。委員の皆様にご案内差し上げておりますけれども、資料の下段に記載しておりますけれども、下村脩ジュニア科学賞及び教育長賞が決定いたしましたので、その表彰式を11月27日、日曜日、13時から行いたいと思います。なお、13時30分からは少年科学教室を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、下村脩ジュニア科学賞は、小学校低学年の部、高学年の部で該当があり、中学校の部では該当がございませんでした。それから応募数ですが、平成20年度にこの賞が始まったときは、92点の応募数でしたが、平成27年度は3,002点で一人150円ほどの参加賞をお配りしていましたが、それが3千人ですと45万円となりまして、平成28年度からは一定周知ができたということで参加賞を省きましたけれども、3,532点の応募がっております。

13ページは、奨励賞ということで各学校から2点上がってまいります。各学校の選考を通過したということで賞を授与するものです。従いまして、ここに掲載されている学校からは応募がっていると見ることができます。特に、今年度は中学校の部で佐世保北中からの応募がっているという状況でございますので、今後も応募校を広めていきたいと考えております。以上です。

【西本教育長】

はい。以上、一括して報告していただきました。各委員さんから何かご質問ございませんか。

【合田委員】

質問ではございませんが、図書館は、今年度色々な催しをされていて、市民の皆さんから「図書館は変わったね」という声を聞きます。字幕d eシネマの視聴覚障がい者向けの取り組みというのはいいい試みだと思いますので、頑張っていたきたいと思います。ちょっとご意見といいますか、11月3日の文化の日に休館したことを、「文化の日なのに図書館が休みか」という周囲からの意見が聞こえてきましたので、一応ご参考までにお伝えしておきます。

【内海委員】

質問です。図書館は1月に点検ということで、休みがたくさんあるのですが、毎年1月はこういう状況になるのですか。

【前川図書館長】

蔵書点検を、毎年、年1回行っております。平成26年度までは2週間お休みをいただいておりますが、システムをリニューアルして少し点検が早くできるということで、

1週間に短縮して、去年から実施しているところでございます。

【西本教育長】

人事異動の実施要領で、指導教諭というのは、我々でいう職種変更をして、指導教諭以外の教諭になるということはあるのですか。

【中原学校保健課長】

指導教諭は、指導教諭でしかありません。他の教諭になることはありません。

【西本教育長】

そうすると指導教諭という枠内で各学校を回るということですか。

【中原学校教育課長】

はい。転勤した先でも教諭ではなく、指導教諭として勤務していただきます。位置づけとしては、校長、副校長、教頭、主幹教諭、次に指導教諭、そして教諭という並びになります。給与表が、一般の教諭のものではなくて、一つ上のランクの表を使います。

【久田委員】

主幹教諭もいったん主幹教諭になれば、本人が降格を希望しない限り、ずっと主幹教諭ですもんね。

【西本教育長】

他にございますでしょうか。なければ、これもちまして11月定例教育委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

----- 了 -----